

歯科口腔保健の推進に関する法律と基本的事項

1 歯科口腔保健の推進に関する法律の概要（平成23年法律第95号）

（1）基本理念

- ①生涯にわたる日常的な歯科疾患の予防、歯科疾患の早期発見・早期治療
- ②乳幼児期から高齢期までの適切かつ効果的な歯科口腔保健の推進
- ③関連施策の連携と関係者の協力による総合的な歯科口腔保健の推進

（2）国・地方公共団体が講ずる施策

- ①歯科口腔保健に関する知識の普及啓発
- ②定期的な歯科検診の受診勧奨
- ③障がい者等が定期的に歯科検診を受診するための施策
- ④歯科疾患の予防のための措置
- ⑤口腔の健康に関する調査研究の推進

第12条第1項において、厚生労働大臣は、地方公共団体が講ずる施策について歯科口腔保健の推進に関する基本的事項を定めるものとしている。

2 歯科口腔保健の推進に関する基本的事項（歯・口腔の健康づくりプラン）の概要

（1）基本方針

- ①歯・口腔に関する健康格差の縮小
- ②歯科疾患の予防
- ③口腔機能の獲得・維持・向上
- ④定期的に歯科検診又は歯科医療を受けることが困難な者に対する歯科口腔保健
- ⑤歯科口腔保健を推進するために必要な社会環境の整備

（2）計画期間

令和6年度から令和17年度までの12年